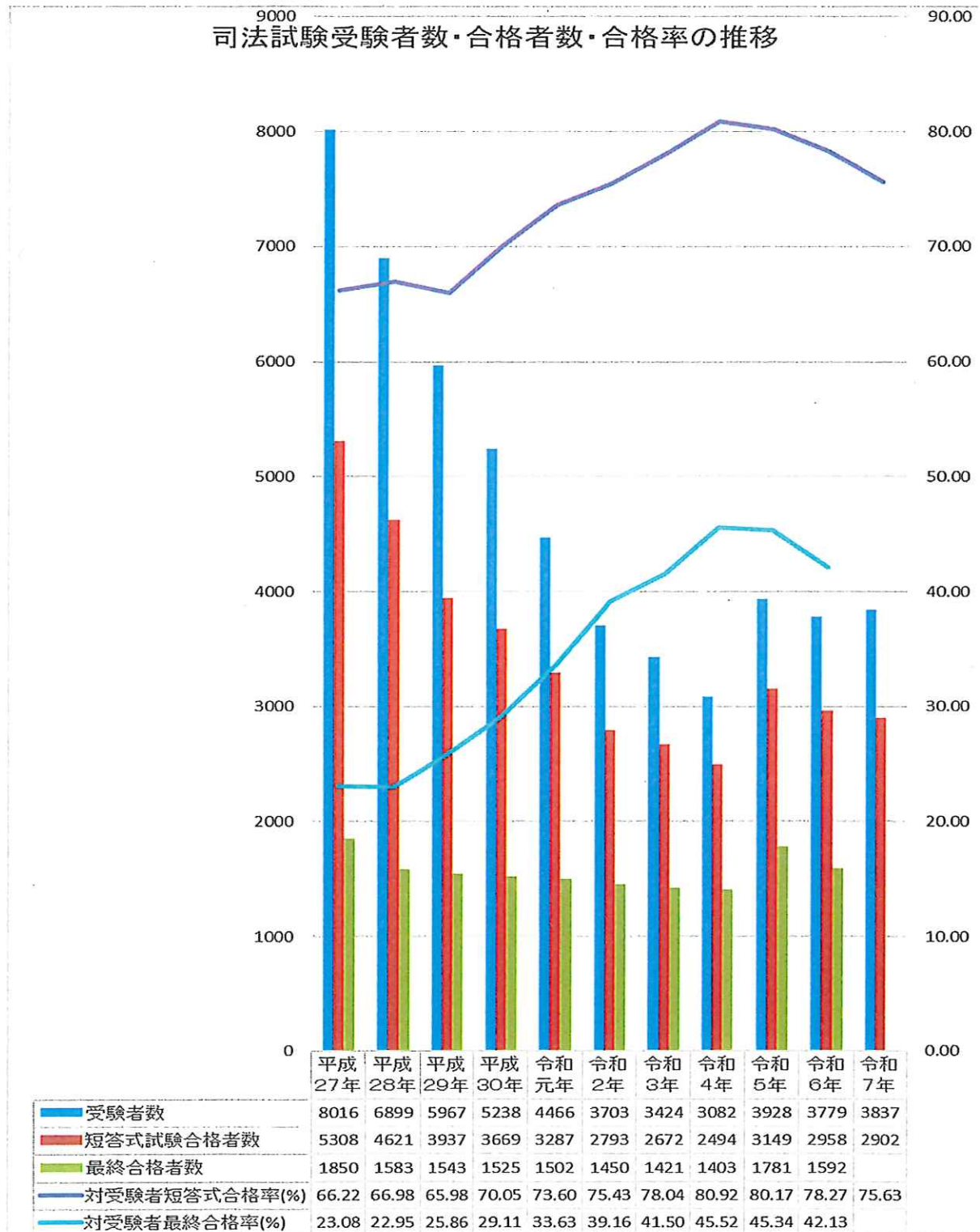


2025年（令和7年）司法試験に関し厳正な合否判定を求める会長声明

- 1 平成27年以降の司法試験受験者数、短答式試験合格者数、最終合格者数、対受験者短答式合格率、対受験者最終合格率は下図のとおりである。



令和4年まで司法試験受験者数、短答式試験合格者数が年々減少してきたのに対し、最終合格者数は相対的に緩やかな減少にとどまってきた結果、受験者に占める最終合格者の割合は、最も少なかった平成28年の22.95%から昨年の42.13%へとほぼ倍増した。

- 2 本年8月7日に発表された司法試験短答式試験の結果によると、本年の司法試験受験者数は3837人、短答式試験合格者は2902人であった。

令和5年に法科大学院在学中受験資格が新設され、同資格に基づいて1070人が受験したため、令和4年までの減少傾向から一転して受験者数、短答式試験合格者数のいずれも大幅に増加することとなった。

本年は法科大学院在学中受験資格に基づいて過去最多の1352人が受験し、受験者数は昨年から僅かに増加した。

- 3 2015年（平成27年）6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において、司法試験最終合格者数を年間1500人程度は輩出すべきとする方針を決定した。

司法試験受験者数・短答式試験合格者数が年々減少してきたにもかかわらず、最終合格者数が1400人台を割ることなく、受験者に占める最終合格者の割合が平成28年から昨年にかけてほぼ倍増しているのは、上記方針の影響が大きいと思われる。

- 4 しかし、「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」（司法試験法1条）である。上記判定を行う司法試験委員会は、司法試験受験者に法曹として必要な学識及びその応用能力があるか否かを厳正に行わなければならない。

上記「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」でも、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とし、最終合格者数1500人維持を至上命令とすべきでないことに敢えて言及している。

5 令和5年から受験者数が増加したとはいえ、本年の受験者数は平成28年との比較で約44%も減少しているのであるから、本年の合格者を令和4年の1400人程度まで減らしたとしても、少なくともボーダーライン付近の受験者の実力は、平成28年と比べて低下すると考えるのが自然である。仮に平成28年の対受験者合格率と同程度として決定した場合、本年の最終合格者は880人となるが、僅か9年前の合格水準を大幅に切り下げて1400人程度とすることは前記質の確保の要請に反し、司法試験法の趣旨にも反するものと言わざるを得ない。

平成28年以降の合格率の上昇は明らかに不自然で、これまで合格者数維持のために合格水準を下げ続けてきたと思われるから、本年も合格率を昨年並みとして約1600人もの合格者を出すようなことはあってはならない。

6 当会は、2011年2月10日の定時総会において、司法試験合格者数激増によって生じた様々な歪みと弊害を是正すべく「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」をした。その後、毎年 of 最終合格者数の発表を受けて、1000人以下に減員するよう求める会長声明を発してきた。

7 よって当会は、司法試験委員会が法曹の質を確保するために厳正な合否判定を行うことを強く求める。

以 上

2025年9月25日

千葉県弁護士会

会長 金城 未来彦

